

平成30年住宅・土地統計調査の 準備事務実施のお知らせ

現在、この地域において平成30年10月に総務省統計局が実施する「平成30年住宅・土地統計調査」の準備事務（単位区設定）を行っております。

**建物内の住戸数などの確認について、
ご協力をお願いします。**

この準備事務では、調査を円滑に行うため、アパート・マンションなどの建物内の住戸数や、寮・旅館・事務所などの居住世帯の有無を確認しております。

皆様のご協力をお願いします。

- この準備事務は、法令に基づき行っているものです。（住宅・土地統計調査規則第十二条第一項）
- この準備事務を行っている職員（指導員）は、都道府県知事が任命した地方公務員です。（指導員には、「指導員証」が交付されています。）
- この準備事務で知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らすことは、法律により固く禁じられています。

<住宅・土地統計調査規則第十二条第一項>

市町村長は、実施年の二月一日現在により、直前に行われた国勢調査のため設定された調査区のうち総務大臣が指定する調査区において総務大臣の定める方法により単位区を設定するものとする。



住宅・土地統計調査とは

住宅・土地統計調査は、行政機関が作成する特に重要な公的統計調査（基幹統計調査）と位置付けられています。この調査は、昭和23年から5年ごとに行われており、平成30年10月に実施する調査は、その15回目になります。

調査結果は、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として、幅広く利用されています。

住宅・土地統計調査の結果は このように利用されています

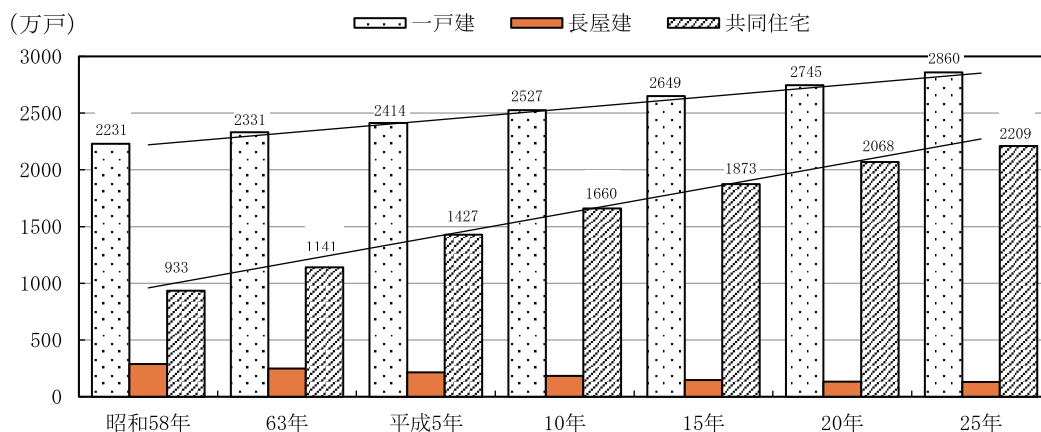
- 国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定（高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率、省エネルギー基準達成率など）
- 耐震や防災を中心とした都市計画の策定
- 空き家対策条例の制定

住宅・土地統計調査の結果からわかること

共同住宅数は2209万戸で住宅全体に占める割合は過去最高

平成25年の結果は、平成20年と比べると、一戸建が115万戸（4.2%）増加となっているのに対し、共同住宅は141万戸（6.8%）増加と、より大きな伸びを示しており、住宅数及び割合共に過去最高となりました。

建て方別住宅数の推移—全国（昭和58年～平成25年）



出典：住宅・土地統計調査
 (<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm>)

皆様のご理解・ご協力をお願いします



総務省統計局・都道府県・市区町村